

平成19年10月26日

厚生労働省老健局 御中

経済産業省商務情報政策局

サービス産業課医療・福祉機器産業室

製品安全課製品事故対策室

高齢者等の要介護者等における重大製品事故発生に関する注意喚起
のお願いについて

製品安全行政の推進に日頃よりご理解・ご協力いただいておりますことを感謝申し上げます。

さて、本年5月14日より改正消費生活用製品安全法が施行され、消費生活用製品に関する死亡、重傷事故等に関しては、製造事業者・輸入事業者から国に対する報告書の提出が義務付けられたところですが、これまでに当省が製造事業者等から受けた事故報告によると、高齢者、要介護者等が車いす、歩行補助車、介護ベッド手すり等の福祉用具を使用している際における重大製品事故（死亡、治療期間が1ヶ月以上の負傷、火災、一酸化炭素中毒）の発生が少なくないことが明らかになっております。このため当省としては、製品事故の再発防止を図るべく、重大製品事故の公表を通じて使用者等への注意喚起を図っていることに加え、福祉用具そのものの安全性が十分に確保されていることが重要であることから、福祉用具の製造事業者等の関係団体に対して、高齢者等における事故の発生事例をホームページへ公表し、製品の安全性確保に一層取り組んでいただくよう周知を図ったところであります。

これらの製品事故は、介護の現場で使用されている製品が多いことから、介護施設の関係団体等を通じ介護の現場に向けて、事故事例の紹介を通じた注意喚起を図っていただきたく、ご理解・ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

以上